

タックル ニュース



令和3年8月1日

発行：山田宏よい国後援会機関紙

憲法に「緊急事態条項」を！ ～憲法論議すら拒む 野党は憲法違反 参議院議員 山田 宏

を詰めていくと、医師法など医療関係法令では医師や看護師の確保は「お願い」ベースで必要人員の確保ができず、またプレハブによる簡易な病棟建設も建築基準法では3ヶ月間しか設置が認められず、さらに消防法などで酸素の取り扱

コロナ臨時病棟を断念

発生から1年半以上たっても、武漢肺炎（コロナ）の収束が見通せない状況ですが、武漢肺炎発生から間もない昨年4月、千葉県で幕張にコロナ患者専用の臨時病棟を建設する構想があったそうです。

しかし構想



▲令和3年6月2日 憲法審査会で発言する山田宏

い規定も厳しいことが判明し、2週間程度で臨時病棟を建設するという当初の構想は5月末に断念に追い込まれたとのこと。

感染症まん延という国家の緊急事態でも、わが国は相変わらず「平時のルール」の中でしか対応ができず、何よりも迅速な対策を打たなければならぬ時に、敏感かつ適切に必要な対応ができないのです。

もしどの国にもある「緊急事態条項」が憲法に規定されていたならば、政府の「緊急事態宣言」が発令されれば、これまでの「平時のルール」からあらかじめ定められた「危機のルール」に全ての法令のスイッチが切り替わり、臨時病棟など必要な対策を即座にとれたはず。またワクチンや治療薬などの開発や確保や承認手続きなども、これほど遅れなかったのではないかと大いに悔やまれます。

改正に反対だから審議拒否？

現憲法は制定から75年も経つのに一度も改正されていません。それどころか立憲民主党や共産党などは、憲法改正に反対だからとして「緊急事態条項」に関する憲法審査会での議論すら拒否しています。

改正に反対なら議論の中で反対すべきであり、反対だから議論にも応じないなどという姿勢は、憲法改正に賛成する国民の声を国会から排除することに等しい。民主主義に反する暴挙であり、憲法改正手続きを定める憲法96条を亡きものにする立憲主義に反する行為として到底容認できるものではありません。

まず憲法論議をと主張する自民党など各政党は、このような民主主義と立憲主義に反する立憲民主党や共産党を堂々と非難した上で、彼らが欠席戦術を

とろうとも憲法審査会を規定通り毎週開催し、「緊急事態条項」に関する議論など憲法改正のための議論を国民の前で粛々と進めるべきです。

憲法改正を自民党のトップ公約に

現衆議院議員の任期は10月21日であり、いよいよ総選挙です。

そして今、武漢肺炎の中で今まで私たちが戦後慣れ親しんできた全てのルールの見直しが迫られています。とりわけ大きな危機への脆弱性を露呈した日本を立て直し、中国の横暴と侵略が迫るわが国周辺の平和を維持するために、わが国の国家としてのあり方を率直に国民に問い、国民がこれからの日本の行く末を選択する大切な機会となります。

自民党は今こそ党是でもある憲法改正を公約にトップに掲げ、堂々と国民の信を問うべき時です。

緊急事態条項に異議

参院憲法審査会 立・共推薦の参考人

参院憲法審査会は二日、

旨の面

改憲手続きを定めた国民投票法改正案を巡る参考人質疑と自由討議を行った。憲法に詳しい大学教授と弁護士の計四人が参考人として出席し、うち二人は自民党が新型コロナウイルス禍を契機に創設を強く主張し始めた緊急事態条項に異議を唱えた。参考人質疑の要

らに私権が制限されることに果たして国民が納得するのか」と疑問を呈した。共産党が推した福田護弁護士は、私権制限を規定する災害対策基本法などが既に整備されているとして、「政府にさらに権力を付与する緊急事態条項が必要だ」という合理的な理由はない」と否定した。

自民推薦の近畿大の上田健介教授と、日本維新の会が推薦した大東文化大の浅野善治教授は緊急事態条項に関する意見を表明しな

かった。

一方、議員による自由討議で自民の山田宏氏は「今回のようなパンデミック（世界的大流行）に対し、政府がスイッチを入れて全法令が非常事態のルールに変われば、速やかに国民の生命や生活を守る手だてが講じられたはずだ」と緊急事態条項の重要性を訴えた。自民、立民両党は今国会での改正案成立で合意しており、自民は九日の審査会で審議を終えた後、採決する方針。（山口哲人）

▲令和3年5月25日 産経新聞

メールでのお問い合わせ
info@yamadahiroshi.com